

# 申告簡易フローチャート

申告が必要か確認してみましょう！

・簡易に判断する場合のフローチャートです。ご不明な点はお問い合わせください。

・年齢は、令和8年1月1日現在の年齢で判断してください。

・税務署で申告する(申告した)方は、改めて申告する必要はありません。

スタート

令和8年1月1日現在、南部町に住民登録がある

はい

令和7年中(1月1日から12月31日まで)に、どのような収入がありましたか

・収入なし  
・非課税収入のみ

・南部町以外に住民登録がある親族の税法上の扶養(※1)になっている  
・税法上の扶養になっていない

南部町に住民登録がある親族の税法上の扶養になっている

申告が必要です  
申告期間中に税務課にご連絡ください。

主に年金収入  
(公的年金収入)  
(※2)

年金収入のみで収入金額が年間148万円以下  
(65歳未満は年間98万円以下)

年間148万円以上(65歳未満は年間98万円以上)の年金収入のみで、源泉徴収票の内容に修正・追加したい項目(※3)がある。

年金収入以外の収入がある

申告を省略できます

申告が必要です

申告を省略できます

申告が必要です

主に給与収入

勤務先から南部町に給与支払報告書(源泉徴収票)が提出され、内容に修正・追加したい項目がある。  
※提出の有無は勤務先にご確認ください。  
不明な場合は「はい」にお進みください。

・2ヵ所以上から給与の支払いを受けた  
・給与収入が2千万円超える  
・給与以外の収入がある

給与・年金以外の収入がある

・事業収入(農業・営業・不動産収入)  
・個人年金などの雑収入、満期返戻金等の一時所得  
・土地や建物等の譲渡所得 など

1月1日に住民登録がある市区町村で申告してください。  
南部町への申告は不要です。

※1 源泉徴収票に記載がある扶養親族、申告による扶養親族を指します。社会保険の扶養と異なりますのでご留意ください。

※2 「公的年金」とは、老齢基礎年金(国民年金)、老齢厚生年金(厚生年金)、確定給付企業年金などを指します。

※3 修正・追加できる主な項目:扶養親族に係る控除、障害者控除、寡婦・ひとり親控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、寄附金控除、住宅ローン控除など